

平成三十一年二月八日受領
答 弁 第 一 号

内閣衆質一九八第一号

平成三十一年二月八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出キューバ外交官の宿泊拒否を続けるヒルトンホテルに関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出キューバ外交官の宿泊拒否を続けるヒルトンホテルに関する質問に対する

答弁書

一及び二について

個々の報道の内容に関し、政府としてコメントすることは差し控えたいが、いずれにせよ、旅館業法（昭和二十三年法律第三百二十八号）第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者は、同法第五条各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならないこととされている。

三について

仮定の質問にお答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、個別の事案が旅館業法の規定に違反するか否かについては、具体の事実に即して判断されるべきものと考ええる。